

令和4年度 第1回 大阪市行政不服審査会 総務第1・第2合同部会 会議録

1 日時 令和5年2月27日（月曜日） 午前10時～午前11時25分

2 場所 Microsoft Teams によるウェブ会議

3 出席者（委員）

海道俊明委員、北川豊委員（総務第1部会長）、榊原和穂委員（総務第2部会長）、常谷麻子委員、畠田健治委員、丸山敦裕委員

※部会長間での協議の結果、本会の進行については、榊原総務第2部会長が行うこととなった。

（事務局）

総務局：巽行政部長、川田行政不服審査担当課長、白子担当係長、伊藤係員
財政局：小林税務不服審査担当課長、坂本担当係長

4 議題

- (1) 職権送付（大阪市行政不服審査会運営要領第14条の2）に係る事務局よりの説明及び質疑応答
- (2) 行政不服審査法第43条第1項第5号の規定に基づく大阪市行政不服審査会に諮問を要しない審査請求の審理手続に係る報告

5 会議内容

・運営方法の説明及び本人確認

事務局より運営方法について説明するとともに、大阪市行政不服審査会運営要領第24条の2第3項に基づく本人確認等を行った。

・議題(1)について

【事務局よりの説明】

○白子担当係長

資料2の1頁の「1 前提」をご覧ください。

まず、全体会において議題としている職権送付については、法令に規定はなく、運営要領において定められているところですが、現状職権送付の対象となっている主張書面や資料が何を指すのかについて、説明させていただきます。

資料1頁の「(1) 法で規定されている「主張書面」とは何か」をご覧ください。

行政不服審査法では、第74条ではじめて「主張書面」との用語が出てきますが、74条では、「審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、

参加人又は第 43 条第 1 項の規定により審査会に諮問をした審査庁(以下この款において「審査関係人」という。)にその主張を記載した書面(以下この款において「主張書面」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。」と規定されており、法において、主張書面とは、審査請求人がその主張を記載した書面、参加人がその主張を記載した書面、審査庁がその主張を記載した書面のことを指しているということになります。

よって、処分庁が提出した書面は、主張書面とは言えないと考えます。というのも、審査会審議においては、参加人がいない場合、審査請求人と審査庁が相対立する当事者として、主張を展開するものであり、そもそも、処分庁は審査会の調査審議において、主張を提出する主体として考えられていないと思われるからです。

なお、大阪市行政不服審査会運営要領では、第 8 条第 3 項以降で「主張書面」との用語が出てきますが、要領は法で規定された「審査会の調査審議の手續」の詳細な運営方法を定めるものであり、法の中で出てくる用語は、特段の断りのない限り、要領においても同義と理解すべきものです。

したがって、要領上も、主張書面とは、審査請求人がその主張を記載した書面、参加人がその主張を記載した書面、審査庁がその主張を記載した書面のことを指すことになります。

次に、資料 2 頁の「(2) 法で規定されている「資料」とは何か」をご覧ください。

主張書面と同様、法では、第 74 条ではじめて「資料」との言葉が出てきますが、その定義規定は法にはありません。

そこで、書籍で調べたところ、伊藤健次編『Q & A 行政不服審査制度の解説 政令完全対応版』217 頁(ぎょうせい、平成 28 年第 3 刷)では、「主張を裏付ける資料を提出する場合には、資料に番号を付す等して、主張書面における主張内容と資料との対応関係が明らかになるようにしておくことが望ましい」とされています。

その解説に従えば、資料とは、主張を裏付けるもの、つまり、訴訟で言うところの証拠と同様に考えられます。

まとめると、「資料」とは、審査請求人が提出した主張を裏付ける書面、参加人が提出した主張を裏付ける書面、審査庁が提出した主張を裏付ける書面のことを指すことになります。

なお、要領においても、資料について、法と異なる定義規定を置いていない以上、法と同じ意味に解すべきものです。

ここで、総務部会の以前の事例ですが、主張書面と資料の具体例をあげさせていただきます。生活保護受給者の口座に入金があり、当該金員について収入申告が行われておらず、徴収金決定がなされた事例がありました。当該徴収金決定に対し、審査請求がなされたのですが、その入金について、審査請求人より、「収入」には該当しないとの主張がなされ、資料として、不動産会社作成の明細書が提出されました。その結果、当該金員は、家賃の過払金の返還金であると認定され、当該金員に対する徴収金決定は取り消されることになりました。

た。

つまり、当該金員が収入ではないとの主張に対し、証拠として不動産会社がこういった位置付けで金員を振り込んだかを示す明細書が資料として提出されたとの関係になります。

主張書面と資料がこういったものかを示す好例として、ここで紹介させていただきます。

次に、資料2頁の「(3) 法第78条に基づく閲覧・交付請求の対象について」をご覧ください。

閲覧・交付請求については、法第78条第1項において、「審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。」とされています。

よって、閲覧・交付の対象は、審査請求人が、求められ、あるいは、自主的に、主張のために作成し提出した書面又は当該主張を裏付けるために提出した資料、参加人が、求められ、あるいは、自主的に、主張のために作成し提出した書面又は当該主張を裏付けるために提出した資料、審査庁が、求められ、あるいは、自主的に、主張のために作成し提出した書面又は当該主張を裏付けるために提出した資料となります。

また、室井力ほか編『コンメンタール行政法Ⅰ【第3版】行政手続法・行政不服審査法』550頁（日本評論社、平成30年）でも、「閲覧または写しの交付請求の対象となるのは、行政不服審査会に『提出』された主張書面または資料である。これらの主張書面または資料は、74条に基づき行政不服審査会が審査関係人に提出を求めたもの、および76条に基づき審査関係人が行政不服審査会に提出したものである。」とされています。

なお、「資料」については、法第74条に、「適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。」と規定されており、『逐条解説 行政不服審査法』（総務省行政管理局、平成28年）では、同条の解説として、「なお、その他必要な調査としては、例えば、関係行政機関に資料の作成及び提出、意見の開陳、説明を求めることなどが考えられる。」と記載されています。

『逐条解説』のように、「資料」には、審査関係人以外の第三者が提出したものも含まれると考える余地もありますが、上記コンメンタールの記載や、総務省の行政不服審査会運営規則第14条の2には、同第12条第2項のような規定は置かれていないことから、閲覧・交付の対象とはならないと解されます。

なお、行政不服審査会運営規則第14条の2第1項は、「部会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。」と規定し、同第12条第1項は、「部会は、法第74条の規定により審査関係人に対し主張書面等の提出を求める旨の決定をしたときは、様式第4号の書

面により、当該審査関係人にその旨を通知する。」と規定し、同条第2項は、「前項の通知を行う場合には、当該主張書面等に係る法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての意見を、あらかじめ様式第4号の別紙の書面により、聴くものとする。」と規定しています。

つまり、関係行政機関が提出した資料についても、閲覧・交付の対象となるのであれば、主張書面等の求めと同様に、閲覧又は交付についての意見を聴く旨の規定があつてしかるべきであるが、そのような規定が運営規則第14条の2に置かれていないということは、閲覧・交付の対象とならないと考えているように思われます。

以上説明させていただいたように、行政不服審査法は、当事者が、審査会における他方当事者の主張や証拠を確認する方法としては、閲覧・交付という方法を用意しています。しかし、それだと、問題があるということで、次の(4)の通り、大阪市行政不服審査会において、職権送付という制度が導入されることになりました。

その問題点ですが、3頁の「(4) 大阪市行政不服審査会における職権送付の導入経緯について」をご覧ください。

職権送付については、法に規定がなく、一方当事者が相手方の主張や証拠を把握するためには、法第78条第1項に基づき閲覧・交付請求をする必要がありますが、それだと最大1か月程度の時間を要することになるため、平成29年9月28日付けの大阪市行政不服審査会運営要領の改正において、導入することとなりました。

よって、当初の職権送付の趣旨としては、閲覧・交付の対象となっているものについて、当該手続を経て入手させることとすれば、調査・審議に時間を要することとなることから、求められる前に渡してしまうということに主眼があつたということができます。

3頁の「(5) 主張書面等の原則職権送付」をご覧ください。

職権送付については、大阪市行政不服審査会の各部会において運用の違いが見られたことから、令和4年5月17日の第1回全体会において意見交換を行いました。

その結果、①職権送付については反論の機会を与えるため原則送付する運用とすること、②差し支え意見について審査会で検討を行ってれば逆に迅速性が損なわれることとなるため適当ではないとの意見があつた部分を除いて送付すること、③主張が尽くされている場合等職権送付を行うことによって調査・審議が長期化しかねない場合もあることから例外を設けることが望ましいとの意見がありました。

それらの意見を踏まえて、令和4年8月4日改正において、適当ではないとの意見があつた部分を除いて原則送付することとしつつ、部会の判断で送付しないこともできる旨の規定に改めることとなりました。

この際の議論において、当初の職権送付の趣旨である閲覧・交付請求の簡便化との趣旨に加えて、反論の機会の確保との視点が加えられることになったと思われます。

次に、資料4頁の「(6) 職権送付の対象について」をご覧ください。

現行の運営要領では、第14条の2に職権送付の規定があり、第1項において、「部会は、

調査審議の充実及び効率的な遂行のため、職権で、審査関係人に対し、様式第 22 号の 2 の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより、適当ではないとの意見があった部分を除いて、主張書面等の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したもの）を送付するものとする。ただし、調査審議の充実及び効率的な遂行に資さないなど、送付が適切でないとなつたと部会が判断した場合はこの限りでない。」と規定しています。

「主張書面等」とは、要領第 8 条第 3 項において、「主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）」と定義しています。

先ほど述べた通り、法の「主張書面」、「資料」の用法からすると、現行の要領に基づく職権送付の対象となるのは、審査関係人が提出する「主張書面」、「資料」となります。

また、平成 29 年改正、令和 4 年改正の経過を踏まえると、職権送付の意義は、①閲覧・交付請求の時間の短縮を短縮すべく迅速に主張書面等の提供を行うため、②相手方当事者に反論の機会を与えるための 2 点にあると思われまふ。

そうであれば、①の閲覧・交付請求の時間短縮の観点からは資料を排除する理由はなく、また、②の反論の機会を与えるとの観点からも主張に対する反論とともに証拠に対する反証の機会を与えるべきであることから、主張を裏付ける証拠、つまり、資料を職権送付の対象外とする理由はありません。

以上まとめますと、法の閲覧・交付請求と対象を同じくする現行の大阪市の職権送付の規定は、その沿革も踏まえれば、合理的なものと言えらると思ひます。

資料 4 頁の「2 論点」をご覧ください。

行政不服審査法では、調査審議に用いた書面の審査関係人への送付に関する規定は、第 78 条の「提出資料の閲覧・交付」しかありませんが、既に説明した職権送付の意義からすると、審査関係人がそれぞれの主張を理解し、相互に反論しあつた上で審査会が結論を出すために、審査会に提出された書面や審査会が作成した書面を、審査請求人その他の第三者の利益、事務事業遂行上の支障等を勘案して、審査会の判断で審査関係人に送付することは許容されらると思ひます。それを明確にしたのが、総務省マニュアルです。

したがって、審査会として職権送付によってどこまでの書面を審査関係人に常に送付する規定を置くべきなのか、あるいは必要なときにのみ送付することができる規定を置くべきなのかを検討する必要があります。

現在、審査会の調査審議に用いている書面は 6 頁の表の通りとなります。

表の 1 行目と 2 行目が現行要領の職権送付の対象であり、法に基づく閲覧・交付請求の対象でもある、主張書面及び資料となります。

表の 3 行目の口頭意見陳述聴取結果記録書は、その名の通り、審査会にて行われた口頭意見陳述の聴取結果を記録した書面です。なお、審査会での口頭意見陳述は、審査請求人だけでなく、審査庁にも申立権が認めらる思ひます。

口頭意見陳述は、法第 75 条において、「審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合に

は、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。」と規定されているところです。

ここで、「意見」が何を指すかが問題となりますが、室井力ほか編『コンメンタール行政法 I【第3版】行政手続法・行政不服審査法』546頁（日本評論社、平成30年）によれば、「（口頭意見陳述の）目的は、審査関係人による口頭による主張・立証の機会を保障すること、およびこれを通じて行政不服審査会による審議を適正なものとするところである。」とされています。

これを前提とすると、主張の側面と立証の側面を兼ねていると思われます。

要領第18条は、「部会は、調査を審査関係人、鑑定人、参考人又は処分庁その他の関係行政機関からの口頭による説明又は意見の陳述を聴取する方法により行ったときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならない。」と規定しています。

その趣旨は、口頭意見陳述から答申までには一定の期間を要する場合もあることから、審査関係人の主張等を正確に再現できるようにしておくことにあると思われます。

なお、総務部会では、1年に数回は口頭意見陳述が実施されており、答申書において、口頭意見陳述中の発言を引用することも現に見受けられるところです。

現状、閲覧・交付請求の対象に口頭意見陳述聴取結果記録書が含まれていないということは、既にご説明させていただいた通りです。

次に、表の4行目の法第74条に基づき提出を求めた書面ですが、これは、法第74条の「審査会は、（中略）相当と認める者に（中略）鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる」との規定を受けたものであり、幅広く審査関係人以外の者が提出した書面が含まれます。ただ、現実としては、鑑定料の支払いなく筆跡鑑定を求めるなんてことはできないわけであり、主として相手方となるのは処分庁が多いと思われます。

処分庁提出資料については、法第29条第3項第1号により処分庁から審理員に提出された証拠に不足があった場合や、審査請求人の主張に応じて処分庁に調査をする必要が生じた場合に審査会が調査のため処分庁に資料の提出を求めることがあります。その場合に処分庁から提出される資料は、審査庁の主張書面や資料と同様に、「答申の判断の基礎となるもの」もあると考えられることから、職権送付の必要性は高いと考えられます。

次に、表の5行目の法第74条に基づき調査した結果を審査会が記録した書面ですが、これも同じく、法第74条の「審査会は、（中略）相当と認める者にその知っている事実の陳述（中略）を求めることができる」との規定を受けたものであり、審査関係人も含めた関係者からの聴き取りを想定しています。

内容が同じでも、それが書面なら、表の①、②、④になるのに対し、口頭であれば、⑤となります。

ただ、現実として多いのは、審査庁や処分庁の補助機関職員である担当者から聴き取りを行う場合であり、総務部会では、それ相応の頻度で、審査庁説明・処分庁陳述という名称で実施されているところです。

審査庁説明・処分庁陳述・その他の第三者の陳述は、行政不服審査法第74条の「適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。」との規定に基づくものであり、審査庁に対しては主張を促すことや諮問資料等の疑問点を解消するために行われ、処分庁に対しては処分時の事実関係等を調査するために行われ、その他の第三者に対してはその者が知っている事実又は鑑定の結果を調査するために行われるものです。

総務部会では、審査庁説明・処分庁陳述を同時に行い、審査庁には制度の仕組みの説明を求めるとともに、処分庁に対しては、当該処分を行った具体的な理由を確認することが多いです。なお、税務部会では現状、審査庁説明・処分庁陳述はあまり行われていないとのこと。

陳述内容の不明点については、委員から質問を行うことにより掘り下げて確認していく結果、書面では確認できなかった、当初処分の検討の不十分さが明らかになることがあり、審査庁説明・処分庁陳述の結果がきっかけとなって認容判断に傾いた事例も現に存するところ。

要領第18条は、「部会は、調査を審査関係人、鑑定人、参考人又は処分庁その他の関係行政機関からの口頭による説明又は意見の陳述を聴取する方法により行ったときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならない。」と規定しており、要旨の作成を法に基づく意見陳述（口頭意見陳述）に限定していませんので、審査会が求めた審査庁説明・処分庁陳述等においても資料6頁の(2)と同様の要旨を作成することとなります。

要領第18条で規定されている「要旨」の記載事項について要領に規定はありませんが、「審査会の判断の基礎となるもの」については発言内容を記載しておく必要があると考えられます。

一方、総務省の「行政不服審査会等における調査審議等に係る事務処理マニュアル」では、「主張書面等以外の書類（意見の陳述の結果（議事録）、職権調査の結果等）がある場合について、当該書類等の内容が、答申の判断の基礎となるものであると、審査会が判断した場合には、本手続とは別に、運用上、職権により、審査請求人等に対し、当該書面等の写しの交付等を行うことが望ましい」とされています。

そうすると、ここで求められている「答申の判断の基礎となるもの」を送付する場合、①要領第18条に基づく要旨をもって「答申の判断の基礎となるもの」を送付することとするのか、②要領第18条とは別に「答申の判断の基礎となるもの」を作成し送付するののかの2つの選択肢がありえます。

以上、紹介させていただいた③、④、⑤については、現状、閲覧・交付の対象にも職権送付の対象にもなっていないところですが、実際の運用を見ると、処分庁陳述のように主張書面や資料の代替として利用されている面も認められることから、総務省マニュアルを受けてこれらも職権送付の対象に含めるか否かについて、令和5年度の全体会の場でご議論いただきたいと思いますと考えているところです。

なお、処分庁陳述が主張書面や資料の代替として利用されているとの点については、資料冒頭に記載させていただいた、職権主義の現れかと思えます。これが、訴訟であれば、弁論主義により、裁判官が原告や被告に積極的に事実についての質問を行いその結果を判決の基礎にすることはないかと思えますが、審査請求であれば、審理員や審査会は、不明点があれば、積極的に自ら調査をすることが求められています。

その結果、職権調査によって、答申の判断の基礎となるような事実が顕出し、それについての反論の機会が問題となる次第です。

職権調査については、部会によって、どの程度実施されているかが異なるかもしれませんが、ご検討にあたっては、その点も踏まえていただければと思います。

【質疑】

○北川委員

審査関係人以外の者が資料を提出する場合の具体例を教えてください。

○白子担当係長

例えば、生活保護事件で、審査会から求めて提出される場合になりますが、処分庁が提出するケース記録や、年金事務所が提出する被保護者の年金記録等が想定されます。

○海道委員

審査庁に対して資料を求めて、当該資料が処分庁から審査庁を通じて審査会に出てきた場合には、法第 76 条ということになるのでしょうか、それとも、法第 74 条前段になるのでしょうか。

○白子担当係長

法第 76 条は審査庁が自主的に主張書面等を提出する場合の条文であり、法第 74 条が職権調査の際の条文であるので、審査会から審査庁に資料を求める場合は、法第 74 条前段との理解で行っています。

○榊原部会長

今後、税務部会との運用の違いについて理解を深めた上で議論を重ねていく必要があると考えているところですが、税務部会においては、職権送付がほぼ行われていないのが現状でしょうか。

○白子担当係長

ここ 2 年は職権送付が行われた実績はないとのこと。また、主張書面等が提出されることも総務部会ほどは多くないのが現状です。

○丸山委員

税務部会において職権送付しないとされたものについて類型化されているのでしょうか。

○坂本担当係長

ここ 2 年の間に税務部会に提出された主張書面については、審査請求書と同内容のものが大半であったので、送付の必要がないと判断されたと考えています。

○畠田委員

職権送付の必要性について、税務部会と総務部会の間で事案の性質の違いという事情があるのでしょうか。

○白子担当係長

1月の税務合同部会の中で、税の特殊性ということを主張されている委員がおられたと記憶しています。

○畠田委員

それについては、前回の全体会でもそのような発言があったと思いますが、具体的にどのような点が特殊なのでしょうか。

○白子担当係長

それについて、さらに突っ込んでの議論はなかったように記憶しています。なお、別の理由として、税務事件の場合、審理員段階できちんと審理されており、重ねて職権調査がされることはあまりないとの意見もあったと思います。

○北川委員

税務部会では主張書面があまり出てこないとのことでありましたが、審査関係人から他に何か出てくるのでしょうか。

○坂本担当係長

処分庁に質問や資料要求を行ったことはあり、その提出はありました。

【事務局よりの説明】

○白子担当係長

資料2の9頁の「3 アンケート案」をご覧ください。

既に述べさせていただきました通り、アンケートへの回答は、後日メールにていただくとして、本日は、アンケート項目の説明をさせていただきます。

まず、「1-(1) どこまでの書面を職権送付の対象とするか」は、職権送付の対象拡大について、書面ごとにご意見をいただきたいとの趣旨です。なお、これらを原則送付とするか、必要に応じて送付とするかについては、職権送付の対象についてご意見をお伺いした後、改めてご意見をお伺いしたいと思いますので、ここでは、送付根拠規定を運営要領に設けることの賛否についてのご意見をお願いします。

「①審査関係人以外（処分庁、その他の第三者のこと）が提出した書面（資料）について（法74条後段）」は、審査会の求めに応じて提出された資料のことであり、審査会からの求めに応じて処分庁から提出されたケース記録や審査会からの求めに応じて年金事務所から提出された年金記録などを想定しています。

「②行政不服審査法第75条第1項に基づく審査関係人からの意見の陳述の申立てに基づき実施された口頭意見陳述の記録について」は、審査請求人や審査庁から申立てのあった口頭意見陳述の聴取結果記録の送付を想定しています。記録の内容については、別途議論のあるところかと思しますので、ここでは、なんらかのもの、要旨や答申の判断の基礎となる部分の抜粋等を送付すべきか否かという視点でご回答ください。

「③行政不服審査法第 74 条に基づき審査庁に求めた口頭説明の記録について」は、審査庁説明の記録を想定しており、総務部会の事例では、内容としては、制度の説明や審査基準・処分基準の合理性に係る説明が多いように思われます。口頭意見陳述聴取結果記録書同様、記録の内容については、別途議論のあるところかと思しますので、②と同様ここでは、なんらかのものを送付すべきか否かという視点でご回答ください。

「④行政不服審査法第 74 条に基づき処分庁、その他の第三者に求めた陳述の記録について」は、第三者による陳述の実績はなく、主として処分庁陳述を想定しています。総務部会の事例では、内容としては、処分の判断根拠や処分時の審査請求人とのやり取りが多いように思われます。記録の内容については、別途議論のあるところかと思しますので、②・③同様ここでは、なんらかのものを送付すべきか否かという視点でご回答ください。

「⑤口頭による意見の記録((1)②③④)の記載内容をどの程度とすべきか」については、口頭による意見の記録を送るとして、どのような内容のものを送付するかを尋ねる趣旨です。録音データからの逐語反訳、発言の要旨、答申の判断の基礎となる部分、送付自体に反対から選んでください。

「⑥」については、改めて、職権送付についてご意見をお伺いするものです。既に述べさせていただいた通り、職権送付については、令和 4 年 5 月の全体会での議論を受けて、令和 4 年 8 月 4 日に運営要領を改正し、令和 4 年 9 月 1 日以降諮問分から、主張書面と資料については原則職権送付するとの運用としておりますが、この点について、1 月 19 日に実施された税務合同部会において、改正前の「送付することができる」との規定に戻すべきとの意見があったところです。その理由としては、全件送付するとなると、簡易・迅速性が損なわれることになるといった意見がありました。そのため、改めて、委員の皆様にも理由も含めて賛否をお聞きすることとし、その結果も踏まえて、必要に応じ令和 5 年度に開催予定の全体会でご議論いただきたいと考えている次第です。

「⑦大阪市行政不服審査会運営要領第 14 条の 2 では、提出者からの「適当ではないとの意見のあった部分」を除いて職権送付するものとしているが、提出者から適当ではないとの意見があろうとも審査会として送付が必要と判断した場合には職権送付できる規定を設けることについて」は、前回第 2 回の全体会でも少しご議論いただいたところですが、例えば、審査庁が事務事業遂行情報であると主張する該当部分が、大阪市情報公開条例に照らし、到底認められない場合等を想定しています。

現行の運営要領第 14 条の 2 第 1 項は、「部会は、調査審議の充実及び効率的な遂行のため、職権で、審査関係人に対し、様式第 22 号の 2 の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより、適当ではないとの意見のあった部分を除いて、主張書面等の写し(括弧内略)を送付するものとする。」と規定しており、情報公開条例上無理筋な主張でも黒塗り等の処理をした上で送付することになります。

もちろん、審査関係人には、別途、行政不服審査法第 78 条第 1 項に基づき閲覧・交付請求を行い、その是非を問うとの手段がありますが、職権送付の趣旨・目的に照らしてそのよ

うな対応が適切なのかとの問題意識があります。

一方で、「適当ではないとの意見があった部分」についての検討を審査会にて精緻に行えば、その確認に時間を要することになるとの問題もあり、この点について、賛成あるいは反対のご意見をいただきたいとの趣旨です。

以上、アンケート案につきましては、賛成・反対の理由も含めてご回答いただけますと幸いです。

【質疑】

○榊原部会長

⑥についての説明の中で、税務合同部会において、全件送付するとなると、簡易・迅速性が損なわれることになるといった意見があったとのことですが、税務部会ではどういう理由でそのように考えているのでしょうか。

○白子担当係長

審理員段階で主張が尽くされていることが前提であるが、審査請求人等から本筋とは外れるような主張があった場合、それを審査庁に送付することで、1回分余分に調査・審議日程を費やすことになってしまうという理由でおっしゃられているように思います。これについては、税務部会における調査・審議は2・3回で終わるのに対し、総務部会ではそれ以上を要していることも影響していると思います。

○榊原部会長

行政不服審査会が始まった頃に受けた研修で、審査会審議のモデルケースでは審議回数は2、3回とされており、そこに重きを置いているのが税務部会であり、対して、反論の機会の確保に重きを置いているのが総務部会なのかなと思いました。

○海道委員

アンケートの⑤で、(1)の②③④それぞれ適切と考える方法が違う場合は、分けて記載したらよいのでしょうか。それとも、これらの取扱いは一律とするのが望ましいとの考えでしょうか。

○白子担当係長

アンケート作成の際にはそこまで想定していませんでしたが、それぞれに回答が異なることもあり得るので、その場合は分けて記載していただければと思います。

○丸山委員

アンケートに回答する際の前提として、原則職権送付とすることによりどの程度の負担の増加が生じるかを教えていただきたいです。というのも、原則職権送付としても、職権送付しない例外事由の判断は行うことになり、そうであれば、原則でない場合と変わらないのではと思ったからです。税務部会の意見としては、職権送付を行っても反論の機会の確保に資さない事案が多いとのことですが、原則職権送付としても運用において変わらないのではないのでしょうか。

○白子担当係長

税務部会の意見としては、現行の規定であると、大阪市行政不服審査会運営要領第14条の2第1項ただし書の立証責任が審査会側に生じるため、その点が負担となるというものです。

○丸山委員

立証責任というのが問題であるなら、税務部会の意見としては、(i)規程上は職権送付については定めず運用において原則職権送付という観点のもと判断することが望ましいと考えているのでしょうか、それとも、(ii)ゼロベースで職権送付に資するものだけを限定的にチョイスして送付することが望ましいと考えているのでしょうか。

○白子担当係長

それについては、(ii)の方だと思います。このように明言されたわけではないですが、⑥に記載している改正前の条文に戻すことを考えておられると思います。税務部会としては、改正前の規定であれば、説明責任はともかく、立証責任は生じないとお考えかと思えます。

○北川委員

立証責任と説明責任の違いがよくわかりません。最終的に、審査請求人等の主張を取り挙げないのであれば、その点について審査会として責任を負うことになるのではないのでしょうか。

○白子担当係長

1月の税務合同部会においては、さらに突っ込んで、立証責任と説明責任の違いが議論されたわけではございませんので、そこはお答えしかねるところです。北川委員の疑問点やご意見については、5月以降に予定している税務部会委員も交えた意見交換の場で議論を深めていただければと考えているところです。

○海道委員

全体的に、税務部会委員の方は、職権送付に否定的な方が多いという理解でよいでしょうか。その辺の税務部会委員の意見の傾向がわかれば、アンケートを記載する際の参考になるので、統計等をお示しいただければと思います。

○白子担当係長

当初、事務局としては、ご指摘のようにグラフ化等を行いご提示させていただく予定でしたが、税務部会委員アンケートにおいては、自由記載欄に回答の前提となるご意見を記載いただいている等単純に賛否で分けることは難しいと考え、そのままの形でご提示させていただいています。

○畠田委員

税務部会と総務部会の間での職権送付に対する温度差というのは、単純に賛成・反対ではなくて、審理の仕方そのものに違いがあると思うので、審理期間の違いなどがわかる資料を全体会までに作成いただければと思います。

○白子担当係長

全体会の資料として、それぞれの部会の審理状況が分かる資料を用意させていただきま

す。

○海道委員

職権送付については、全国的に見て、大阪市が先駆けて導入したものであるという理解でよいでしょうか。

○白子担当係長

28年度に行政不服審査会が始まってすぐに、当時の税務部会委員より、閲覧・交付の求めがなくても裁判所のように主張書面等を送付してはどうかのご意見があり導入しています。すべての自治体の運営要領を見たわけではないが、そのような規定を設けている自治体は少なく、今般の行政不服新法の5年後見直しの意見を受けて、総務省も導入を促そうとしていると思われます。

・(2)について

【事務局よりの説明】

○白子担当係長

資料3の1頁の「1 行政不服審査法第43条第1項第5号について」をご覧ください。行政不服審査法第43条第1項各号では、却下する場合等行政不服審査会への諮問が不要となる類型が示されていますが、その中で、審査会自身で諮問不要とする類型を定めることができる旨の規定があります。具体例等については、今年度の第1回全体会でも紹介させていただいたので、ここでは省略させていただきますが、大阪市では、「2 大阪市行政不服審査会における諮問不要決定について」にある通り、身体障がい者手帳の交付決定に係る審査請求等について、諮問不要としているところです。

そのような中、2頁の「3 審査庁への報告通知について」にある通り、「審理員の審理手続において、何らかの医学的根拠を示す資料が審査請求人から提出された場合、審理員限りでその取扱いを判断するのではなく、当該資料が原処分時の診断書の記載を補足するものか、新たな診断結果を示すものとなるのかの判断も含めて、審理員は必ず専門機関（審査委員会）の医学的判定を経たうえで、その取扱いを判断すべきことを指摘しておく必要がある」との指摘があったことを受け、審査庁において指摘通りの運用がなされているかを審査会事務局にて調査し、それを毎年、総務部会において報告させていただいている次第です。

過去のご報告については、3頁の「4 過去の報告について」をご参照いただくこととし、令和4年分の報告については、「5 今回の報告について」をご覧くださいと思います。結論としては、5号適用を行っているタイプの審査請求は合計8件ありましたが、いずれについても、審査請求人から、医学的根拠を示す資料、具体的には診断書等を想定していますが、の提出はありませんでした。

【質疑】

○北川委員

医学的根拠を示す資料が提出される場合とされない場合で取扱いが異なることは、審査

請求段階で審査請求人がわかるようになっているのでしょうか。

○白子担当係長

行政不服審査会としてはそのような案内を行っておらず、具体の運用は福祉局及び健康局で行っているのが不明です。

○榊原部会長

それでは、本件については、5号適用の判断を維持することとし、令和5年以降も結果の報告を求めることとします。

・閉会

6 会議資料

資料1 出席者名簿

資料2 職権送付について

資料3 行政不服審査法第43条第1項第5号の適用について